

第8節 自然保護

本市は、県立自然公園に指定されている川内川流域、蘭牟田池及び甌島等、豊かな自然環境に恵まれています。川内川流域には多くの生物が生息し、特に高江町にはカラフトワシが飛来するなど多くの野鳥が見られ、寄田、唐浜、手打、長浜などの海岸にはウミガメが上陸します。また、甌島の貝池には古生代から生き残っている世界的にも珍しいクロマチウムというバクテリアが生息しています。

1 自然公園

本市には、県立自然公園が3箇所あり、それぞれ県が保護・管理を行っています。なお、公園内では一定の行為を行う場合は届出・許可が必要となっています。

図表 3 -3 2 県立自然公園

	指定年月日	特 別 地 域				普通地域	合 計
		第1種	第2種	第3種	計		
蘭牟田池 県立自然公園	S28.3.31	0.0	187.5 (153.0)	0.0	187.5 (153.0)	3,750.2 (2,987.2)	3,937.7 (3,140.2)
川内川流域 県立自然公園	S39.4.1	0.0	0.0	0.0	0.0	6,571.0 (1,398.4)	6,571.0 (1,398.4)
甌 島 県立自然公園	S56.10.1	195.0 (195.0)	861.3 (861.3)	758.7 (758.7)	1,815.0 (1,815.0)	643.8 (643.8)	2,458.8 (2,458.8)
合 計		195.0 (195.0)	1,048.8 (1,014.3)	758.7 (758.7)	2,002.5 (1,968.0)	10,965.0 (5,029.4)	12,967.5 (6,997.4)

() 書きは、薩摩川内市域面積を再掲。

2 蘭牟田池

蘭牟田池は国内希少野生動植物種に指定され、環境省のレッドデータブックで絶滅危惧 類に指定されているベッコウトンボが安定的に生息する地として平成8年にベッコウトンボ生息地保護区に指定されました。

また、世界的に重要な湿地として、平成17年11月にラムサール条約の登録湿地になりました。

そこで、このような貴重な生態系を保全するため、蘭牟田池においてブラックバス、ブルーギル等の外来魚の再放流を禁止する条例を平成18年7月1日に施行しました。

図表 3 -3 3 平成21年度外来魚回収ボックスの回収実績(単位:匹)

月	ブラックバス	ブルーギル	合 計
4月	5	127	132
5月	69	4,286	4,355
6月	19	898	917
7月	4	954	958
8月	27	1,022	1,049
9月	0	44	44
10月	0	0	0
11月	0	0	0
12月	1	0	1
1月	0	0	0
2月	0	0	0
3月	1	0	1
合 計	126	7,331	7,457

3 鳥獣保護

鳥獣の保護増殖を図るため本市では、鳥獣保護区が 10 箇所設定されています。

図表 3 -3 4 鳥獣保護区

保 護 区	面積 (ha)	設定年	存続期間
新 田 神 社	30	1964 (昭和 39)	平成 16 年 11 月 1 日～平成 26 年 10 月 31 日
中郷池周辺	117	1973 (昭和 48)	平成 15 年 11 月 1 日～平成 25 年 10 月 31 日
藤 川 天 神	400	1974 (昭和 49)	平成 16 年 11 月 1 日～平成 26 年 10 月 31 日
清 浦 ダ ム	12	1974 (昭和 49)	平成 16 年 11 月 1 日～平成 26 年 10 月 31 日
丸 山 公 園	55	1978 (昭和 53)	平成 20 年 11 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日
八 重 高 原	485	1984 (昭和 59)	平成 16 年 11 月 1 日～平成 26 年 10 月 31 日
寺 山	420	1987 (昭和 62)	平成 19 年 11 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日
滝 の 山	95	1989 (平成 元)	平成 21 年 11 月 1 日～平成 31 年 10 月 31 日
鹿 島	390	1989 (平成 元)	平成 21 年 11 月 1 日～平成 31 年 10 月 31 日
鹿 島 南	478	1994 (平成 6)	平成 16 年 11 月 1 日～平成 26 年 10 月 31 日

4 ウミガメ保護

鹿児島県では貴重な野生生物であるウミガメの保護を図るため、昭和 63 年に「鹿児島県ウミガメ保護条例」を制定し、保護対策を講じています。本市でも、監視員による保護をはじめとして啓発活動に取り組んでいます。

図表 3 -3 5 ウミガメの上陸確認頭数

年 度		平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度
上陸確認頭数	川内地域	18	26	13	118	42
	下甑地域	38	0	26	30	24
	上甑地域	1	0	0	0	66
	里 地 域	0	0	0	0	0
	鹿児島県	5,711	3,552	3,400	9,443	5,243

第9節 環境衛生

1 衛生害虫駆除

近年，居住環境の整備や衛生意識の向上により，衛生害虫による疾病の媒介は減少しています。

しかし，一方では住宅構造や住民意識の変化により，屋内塵性ダニによるアレルギー性疾患，刺咬症など各種の不快害虫の発生など新たな問題も生じています。

本市では，薬剤散布を行う自治会に煙霧機の無料貸出しや薬剤散布の指導を行っています。また，薬剤については，薩摩川内市衛生自治団体連合会で油剤を斡旋し，環境衛生思想の普及を図っています。

〔➡資料9-1〕

2 墓地

本市が管理している墓地は，川内芸ノ尾第1墓地等8箇所あり，水道を設置する等，環境整備を図っています。平成18年9月からは，指定管理者が施設の管理を代行しています。

また，共同墓地（集落共有墓地）については，特別災害復旧補助制度を設け，自然災害による墓地復旧工事及び墓地移転に対し補助金を交付しています。〔➡資料9-2～9-3〕

図表 3 -3 6 市営墓地の概要

墓地名	区 画	指 定 管 理 者
川内芸ノ尾第1墓地	325区画	(有)川内くみあい福祉センター
川内芸ノ尾第2墓地	201区画	
入来向山墓地	90区画	
里 園 上 墓 地	249区画	里地区コミュニティ協議会
里 園 下 墓 地	179区画	
里 観 農 墓 地	271区画	
里 寺 山 墓 地	51区画	
鹿島小牟田墓地	84区画	鹿島地区7区自治会

3 葬斎場

本市内には，4箇所の葬斎場があり，計画的に施設の適切な維持管理を行っています。

また，平成18年9月から指定管理者が施設の管理を代行しています。

指定管理者：(有)川内くみあい福祉センター（薩摩川内市若松町9番17号）

〔➡資料9-4〕

図表 3 -3 7 薩摩川内市内の葬斎場の概要

名 称	川内葬斎場やすらぎ苑	上甕島葬斎場	下甕葬斎場	鹿島葬斎場
所 在 地	国分寺町6669番地30	里町里2477番地	下甕町青瀬278番地	鹿島町蘭牟田3322番地
供用開始	昭和60年4月	昭和58年4月	昭和53年4月	平成2年4月
敷地面積	15,220.13㎡	2,176㎡	1,410.58㎡	578.58㎡
建築面積	1,356.43㎡	218㎡	105.65㎡	287.4㎡
炉 設 備	火葬炉6基(うち1基汚物炉)	火葬炉2基	火葬炉1基	火葬炉1基
事 業 費	608,816千円	90,034千円	28,572千円	67,877千円

4 狂犬病予防対策

本市では，狂犬病予防法第5条に基づき，毎年，薩摩地区獣医師会との連携のもとで，狂犬病予防のために集合注射を実施しています。

平成21年度における本市の狂犬病予防注射接種率は，77.5%(接種頭数4,966/登録頭数6,406)であり，平成20年度と比較して，4.4%向上しています。

近年は全国的に接種率が低下傾向にあり，本市では，接種率向上のためにホームページや広報紙等により普及啓発を行っています。〔➡資料9-5〕

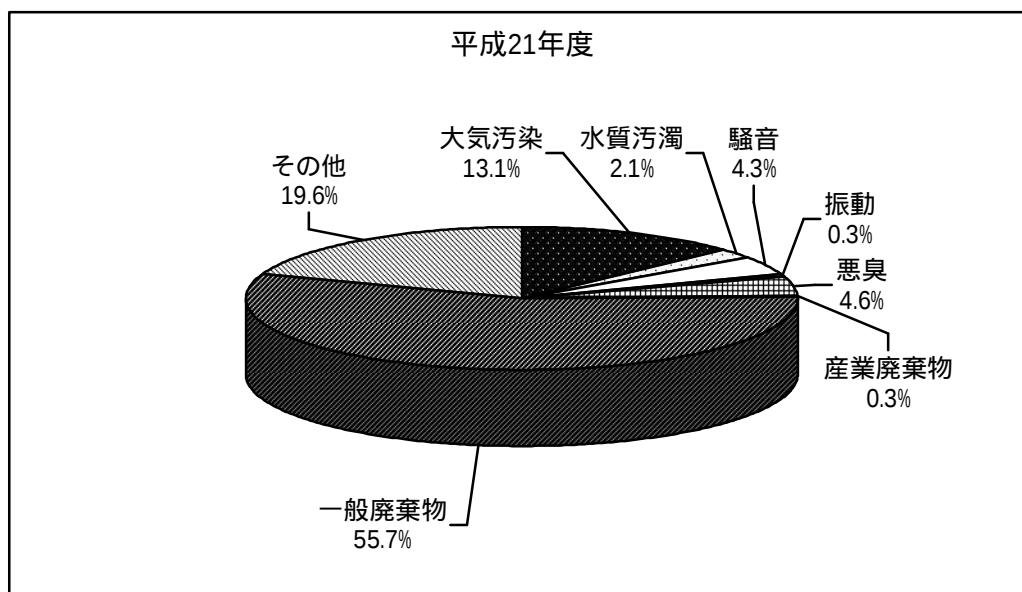
第 10 節 苦情処理

平成 21 年度は、合計で 327 件の苦情が寄せられています。

〔資料 10-1〕

- ➡ 一般廃棄物に係る苦情は、不法投棄がほとんどです。
- ➡ 大気に係る苦情は、野焼きなどの焼却行為によるものがほとんどです。
- ➡ 騒音に係る苦情は、工場、建設作業から発生するや営業上の近隣騒音があります。
- ➡ 悪臭の苦情は、田畑への堆肥散布、畜産施設によるものなどが主なものとなっていますが、事業所や側溝によるものもあります。
- ➡ 水質の苦情は、規制を伴わないもの（生活排水、農業用水等）が主なものとなっています。
- ➡ その他の苦情は主に雑草繁茂など空地管理の問題がほとんどです。

図表 3 -3 8 苦情申立の種類別割合



図表 3 -3 9 苦情申立の発生源別割合

